

著作権・意匠権について 実例をもとに注意喚起

長岡和慶氏は石都・岡崎にて修業し、27歳で独立後、650余体にもものぼる石像・石仏を制作している。作品は国外でもイギリスの大英博物館に5体、ドイツの州立ライプチヒ民族博物館に4体、ハワイ浄土宗別院に4体が納められており、国内では東大寺に8体、比叡山延暦寺に4体、三井寺に10体、永平寺に5体など、多くの総本山・大本山に納められるなど、石彫家として国内外で高く評価されている。

大仏師の称号を三井寺と三井院より授与されてもいる長岡和慶氏は、2012年、石材業者2社を被告とする「著作権侵害損害賠償請求事件」訴訟を起こした。「著作権(複製権)の侵害」と「著作人格権(同一性保持)

作者人格権(同一性保持)の侵害」に該当すると認める判決が1年後の2013年に出され、損害賠償金の支払いが裁判所によって命じられた。原告の長岡氏は被告に対して訴訟を起こす前に警告書を送付していたのであるが、それに対する回答書が納得のできるものでなかったために法的手続きがとられることになったとのことである。

石材業界における著作権や意匠権についての裁判事例は過去にもあり、本紙でも取り上げたことがある。ここでは2004年と1991年に掲載した記事を改めて取り上げることによって、石材業界においてこの問題をどう認識すべきかを考えてみたい。

2004年の記事では、石材輸入商社のインタロック(株)(東京都品川区)が原告となり、墓石販売業者を相手取って起こした訴訟を取り上げた。この件では「意匠権侵害」に基づく損害賠償請求が行われたが、裁判所は原告の主張を認め、被告に対して300万円の賠償を行うよう命じる和解勧告を出した。原告側も被告側も裁判所の和解勧告を受諾したことか

ら和解が成立した。1991年の記事では、石彫家・国広秀峯氏が石仏師と所有者を相手取って行った訴訟を取り上げた。「著作権侵害」による損害賠償請求、原告が模倣された主張する地蔵の撤去などを求め提起された訴訟に対して、裁判所は双方に和解を勧告した。

和解条件は、被告側が制作・設置した地蔵を撤去するというもので、原告・被告の両者がその条件を受諾して和解が成立した。「わらべじぞう」は国広氏の代表作といえるもので、撤去を求めた原告の請求が一部認められる裁判事例となった。

「著作権」 「意匠権」とは

ここに取り上げた3件の訴訟は、著作権あるいは意匠権の侵害をめぐってなされたもので、それに対する損害賠償や対象物の撤去などが求められている。ここで著作権と意匠権をひとまず分けて考えてみることにしたい。

著作権の場合には著作権法に定められており、それによると、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(第二条一項一号)をいい、その「著作物を創作する者」を著作者という。著作権が生じるのは、簡単にいえば、芸術性を有する作品ということになるだろう。

長岡和慶氏の石仏と国広秀峯氏の地蔵の場合には、「著作権」侵害を理由に訴訟が申立てられたが、インタロックの墓石の場合にはそれが「意匠権」であった。法的解釈からすると、芸術作品として認められるものについては「著作権」となり、工業製品の場合には「意匠権」となるといえるだろう。ただし、石仏であっても工業製品として扱われるものは数多くあり、単純に石仏は芸術作品で、墓石は工業製品だと分けることはできない。

デザイン性が基準となる意匠権にしろ、芸術性が基準となる著作権にしろ、それが侵害された場合には、原告は損害賠償を請求できるが、意匠権

は登録により権利が発生するのに対して、著作権は、創作することによって発生し、登録は不要である。そのため、権利が発生しているかどうかの確認は、意匠権より著作権のほうが難しいといえる。

法律に照らし合わせて意匠権や著作権が認められ、裁判によってそれが侵害された認められた場合には、被告は原告に損害賠償の支払をする必要性が出てくる。

また、本紙の執筆者でもある弁護士・戸部秀明氏の見解によると、意匠権が成立していない場合であっても、ある石材店がデザインした墓石にオリジナル리티があり、かつ広く知られていて、墓石を見ればその石材店が作ったものだとわかる場合においては、類似したデザインの墓石を販売する者に対して、「不正競争保護法」の適用により差し止めや損害賠償請求が認められることもありうるという。

デザイン墓石の模倣問題に警告
インタロック(株)が
損害賠償請求訴訟を提起



「著作権(複製権)の侵害」と「著作人格権(同一性保持)の侵害」に該当すると認める判決が1年後の2013年に出され、損害賠償金の支払いが裁判所によって命じられた。

地蔵さんにも著作権
模倣品に撤去命令



「著作権(複製権)の侵害」と「著作人格権(同一性保持)の侵害」に該当すると認める判決が1年後の2013年に出され、損害賠償金の支払いが裁判所によって命じられた。



「容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠(中略)については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない」(第三条二項)とあり、どんなものでも意匠登録できるわけではない。既に登録されていないことはもちろん、工業上の利用可能性・新規性があった上で、容易に創作ができないものが登録可能とされている。

デザイン性が基準となる意匠権にしろ、芸術性が基準となる著作権にしろ、それが侵害された場合には、原告は損害賠償を請求できるが、意匠権は登録により権利が発生するのに対して、著作権は、創作することによって発生し、登録は不要である。そのため、権利が発生しているかどうかの確認は、意匠権より著作権のほうが難しいといえる。